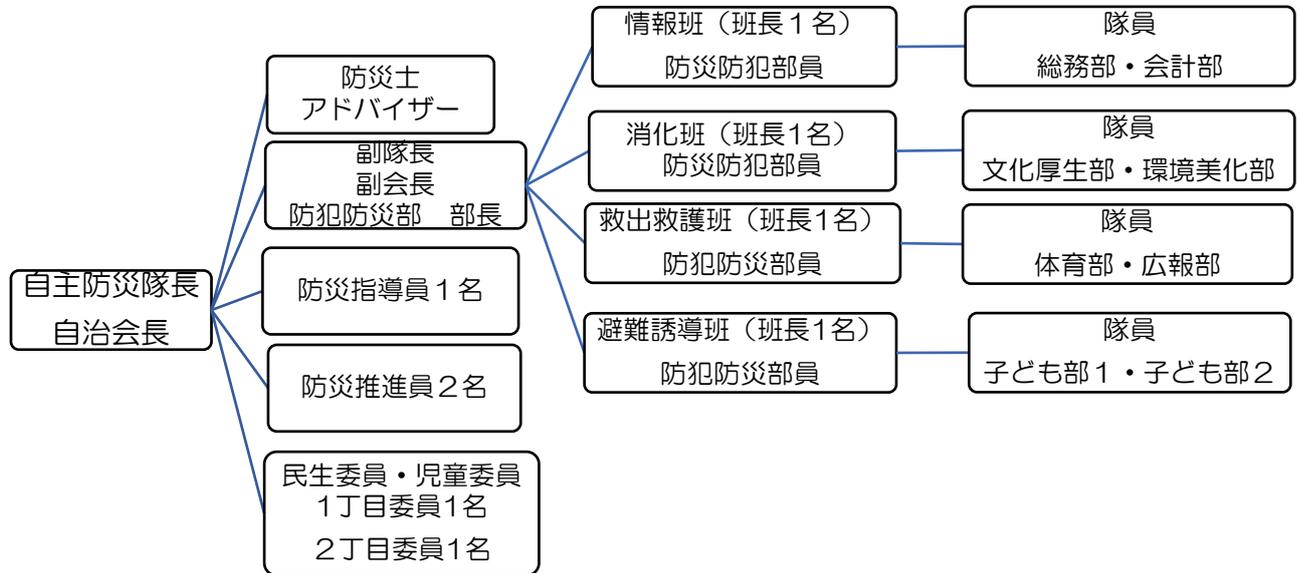


みはる野自治会自主防災組織図

令和 1 年度の防犯防災交通部の「災害発生時等安否訓練」結果によれば、みはる野の住人の 2 世帯に 1 世帯に情報が届くことが確認できました。今後の災害発生時の住民による迅速な対応が取れるよう、今年度は自主防災の取り組みを強化します。



役割

組織班名	役割区分	日常の役割	災害時の役割
情報班	総務	全体調整 災害時要救護者の把握	全体調整 被害避難状況の全体把握
	情報	情報の収集伝達 広報活動	状況把握 報告活動
	連絡調整	近隣の自主防災組織 他団体との事前調整	他機関団体との調整
消火班	消火	器具点検・防火広報	初期消火活動
	防犯・巡回	警察との連絡体制の検討	防犯巡回活動
	応急修繕	資材機材、 技術者との連携検討	応急修理の支援
救出救護班	救出救護	資材機材調達、整備	負傷等の救出・救護活動
	清掃	ゴミ処理対策の検討	ゴミ処理指示
	衛生	仮設トイレの対策検討	防疫対策・し尿処理
避難誘導班	避難誘導	避難路標識点検	住民の避難誘導活動
	物資配分	個人備蓄の啓発活動	物資配分と需要の把握
	安全点検	危険個所の巡回点検	二次災害軽減広報活動
全班	給食・給水	器具の点検	水、食料等の配分 炊き出し等の給食、給水活動

みはる野 自主防災組織 防災計画

1. 目的

この計画は、みはる野自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2. 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険箇所等の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難に関すること。
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 災害時要援護者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3. 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため別紙「自主防災隊組織図及び役割」のとおり防災組織を編成する。

4. 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

- (1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。
 - ア 防災組織及び防災計画に関すること。
 - イ 地震、風水害等についての知識（初動対応含む）に関すること。
 - ウ 家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
 - エ 家庭における食糧等の備蓄に関すること。
 - オ その他防災に関すること。
- (2) 普及・啓発方法は、次のとおりとする。
 - ア 広報誌、インターネット、パンフレット、ポスター等の配布
 - イ 座談会、講演会、映画会等の開催
 - ウ パネル等の展示
- (3) 実施時期
火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5. 地域の災害危険箇所等の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

把握事項は次のとおりとする。

- ア 危険地域、区域等
- イ 地域の防災施設、設備
- ウ 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- エ 大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

災害危険箇所等の把握方法は、次のとおりとする。

- ア 市地域防災計画
- イ 座談会、講演会、研修会等の開催
- ウ 災害記録の編集

6. 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- ア 情報収集・伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 救出・救護訓練
- エ 避難訓練
- オ 水防訓練
- カ その他の訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練として

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

- ア 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防期間中並びに防災の日に実施する。
- イ 訓練は、総合訓練にあっては年1回以上、個別訓練等にあっては随時実施する。

7. 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関および報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、インターネット、有線放送、携帯無線機、伝令等による。

8. 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月1日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

ア 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

イ 可燃性危険物品等の保管状況

ウ 火器等消火用資機材の整備状況

エ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようになるため、消火用資機材（消火器、水バケツ等を各家庭に備え、又消火栓、防火水槽、池などの消防水利）の把握及び確認を行う。

9. 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関等への搬送

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当てが必要なときは、近隣の医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

10.避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

厚木市長の避難指示がでたとき又は、会長が必要であると認めたときは、会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を市地域防災計画に定められた避難場所に誘導する。

(3) 避難経路、一時（いつとき）避難場所、広域避難場所等

ア 避難経路（荻野中学校通学路）

イ 一時（いつとき）避難場所（東谷公園、大谷公園、関谷公園、なかよし広場）

ウ 広域避難場所（荻野運動公園、本厚木カントリークラブ、ぼうさいの丘公園）

エ 避難所（荻野中学校、荻野小学校、上荻野小学校）

(4) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、厚木市災害対策本部の要請により協力するものとする。

11.給食・給水

避難地等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から配布された食糧、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食糧等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

12.災害時要援護者対策

(1) 災害時要援護者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者台帳・マップ等を作成し、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、訪問介護員、ボランティア等と連絡を取り合って定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し 訓練等に反映させる。

13.他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

14.防災資機材等

防災資機材等の整備及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

目的	防災資機材
情報収集・伝達用	携帯用無線機、防災ラジオ、電池メガホン、自主防災隊腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック（安否・被害状況等、情報収集・提供の際に用いる筆記用具として）等
初期消火用	街頭用消火器、ヘルメット、水バケツ、防煙・防塵マスク等
水防用	ツルハシ、スコップ、ロープ、土のう袋、ゴム手袋等
救出用	バール、はしご、のこぎり、なた、スコップ、ハイジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、防煙・防塵マスク等
救護用	担架、救急箱、簡易テント、毛布、シート等
避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、投光器、懐中電灯、簡易トイレ(大)等
給食・給水用	鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク、飲料用水質検査等

(2) 定期点検

毎年10月第一日曜日を全資器材の点検日とする。

付則

1. (施行日)

この防災計画は2020年4月1日から施行する。